

豊橋駅周辺帰宅困難者等対応指針

大規模地震発生時における対応について

豊橋駅周辺帰宅困難者等対策連絡会

平成 30 年 1 月 23 日 策定

(令和 6 年 4 月 1 日 改訂)

目 次

はじめに	P 1
第 1 章 豊橋駅周辺帰宅困難者等対応指針の目的と連絡会	
1 目的及び対象とする災害	P 2
2 豊橋駅周辺帰宅困難者等対策連絡会	P 2
3 用語の整理	P 2
第 2 章 一斉帰宅の抑制	
1 基本原則	P 4
2 大規模な集客施設や駅等における利用者保護	P 4
3 事業所等における施設内待機	P 5
4 行政機関の取組	P 6
第 3 章 大規模地震発生時の豊橋駅周辺における対応	
1 各機関による取組概要と役割	P 7
2 災害発生から収束までの流れ	P 8
3 帰宅困難者等一時避難場所と現地連絡所	P 9
4 現地連絡所と各機関の連携	P 10
5 帰宅困難者等支援施設への案内及び受入れ	P 11
第 4 章 事前の備え	
1 自助・共助・公助の基本原則	P 12
2 災害情報収集・発信体制	P 13
3 帰宅困難者等への対応訓練	P 14

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、首都圏においてその影響により、鉄道など多くの公共交通機関の運行に支障が生じ、通勤・通学する人の帰宅手段が閉ざされたことで多くの帰宅困難者が発生した。

また、震災の際に多くの人が一斉に帰宅を開始した場合、路上に人があふれ、火災や余震での落下物による二次被害を誘発することや、自家用車による交通渋滞から緊急車両の通行に支障が生じ、迅速な救助・救命活動の妨げになることなど、様々なリスクがあることも分かってきたことから、駅周辺における市民等の安全を確保し、都市機能を混乱させないための総合的な帰宅困難者対策を推進することが求められている。

本市では、平成 26 年 8 月に公表した「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査」において、最大で約 3 万人の帰宅困難者が発生し、うち約 6 千人が豊橋駅において発生することを報告している。

そこで、官民連携した取組として、平成 28 年 7 月に「豊橋駅周辺帰宅困難者等対策連絡会」を発足させ、豊橋駅周辺における混乱の抑制・防止を目的に、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを基本原則に、発災直後の初動対応や、平時における取組の方針を示す「豊橋駅周辺帰宅困難者等対応方針」を策定することとした。

策定後は、本指針に基づき、平時の備えや発災時の対応方針の徹底、対応訓練の実施、連絡会に参加する関係者の役割の相互認識を進めていくとともに、連絡会に参加していない駅周辺の事業者等への普及・啓発を行っていく。

なお、本指針の策定に当たっては、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成 27 年 3 月内閣府 防災担当）」及び「愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成 27 年 3 月愛知県）」を参考とした。

第1章 豊橋駅周辺帰宅困難者等対応指針の目的と連絡会

1 目的及び対象とする災害

(1) 『豊橋駅周辺帰宅困難者等対応指針』の目的

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合の豊橋駅周辺の混乱抑制・防止

大規模地震の発生に伴い公共交通機関が運行を停止することとなった場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、自助・共助・公助の観点から、豊橋市及び事業者等の地震発生直後の初動対応や平時における取組などの方針を示すものである。豊橋駅周辺帰宅困難者等対策連絡会（以下、「連絡会」という。）の構成機関のみならず、駅周辺事業者等への普及も考慮している。

(2) 対象とする災害

連絡会における検討の結果、台風などの風水害はある程度事前に予測が可能なことや過去の風水害においては帰宅困難者が発生していないことなどにより、当指針の対象とする災害は『地震』とし、地震の規模については、市内で『震度5弱以上』を観測する場合とした。ただし、その他の災害などにより帰宅困難者が発生し、対応が必要となった場合には準用する。

2 豊橋駅周辺帰宅困難者等対策連絡会

平成26年の「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査」によって、豊橋駅周辺で多数の帰宅困難者が発生することが報告されたことを受け、鉄道機関、豊橋駅ビル事業者、ホテル事業者等を中心に帰宅困難者等対応訓練を実施した。訓練後には、発災時における各事業者の役割や連携方法などを整理することの必要性などが認識された。

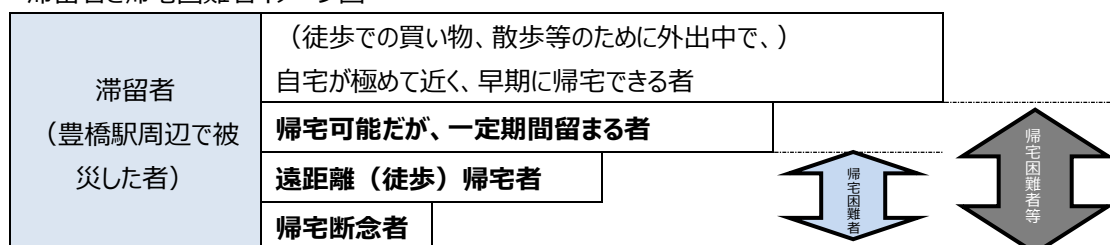
そのため、豊橋駅周辺における帰宅困難者等への対策の構築を目的とし、平成28年7月14日に「豊橋駅周辺帰宅困難者等対策連絡会」を発足した。大規模地震発生時における豊橋駅周辺の混乱抑制を目指し、日頃から関係機関の連携強化を図るとともに、帰宅困難者等対応訓練の実施や対応指針の策定などに取り組む。

3 用語の整理

○「帰宅困難者」の定義

・外出先で災害に遭遇した者で、自宅までの距離や体調、体力的な問題のほか、帰宅経路が確保できない等の理由により帰宅を断念した者、また、長距離を徒歩で帰宅するため支援を必要とする者を「帰宅困難者」という。また、帰宅可能ではあるが、安全に帰宅するために必要な情報収集を行うため一定期間その場に留まる人が生じることが想定されることより、その人たちを含めて「帰宅困難者等」とし、本市においては帰宅困難者対策に取り組んでいる。

≪滞留者と帰宅困難者イメージ図≫



『愛知県帰宅困難者対策実施要領』抜粋

《参考 想定帰宅困難者数》

区分	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など所属先のある者	私用等の目的で外出している者	合計
豊橋市全体	約 20,000～23,000	約 7,400～8,300	約 27,000～31,000
豊橋駅	約 3,800～ 4,400	約 1,500～1,700	約 5,300～ 6,100

『豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果』抜粋

○帰宅困難者等支援施設

・帰宅困難者等の一時滞留施設として、豊橋駅周辺の『穂の国とよはし芸術劇場プラット』、『こども未来館ここここ』の2施設が指定されている。地震発生後、施設の安全性が確認された場合は、駅周辺の帰宅困難者等の受入れが行われる。

○帰宅困難者等一時避難場所

・帰宅困難者等支援施設が開設されるまでの一時的な滞留場所及び地震の影響により建物内へ留まることが危険な場合の避難場所として、『豊橋駅南口駅前広場』が指定されている。災害情報の確認手段として、公衆無線 LAN（Wi-Fi）が設置されている。

○帰宅困難者等一時支援施設

・帰宅困難者等支援施設に滞留する人を支援するための施設として、『豊橋駅南口防災ひろば』が指定されている。防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチなどが整備され、滞留者への防災機能を有している。

○徒歩帰宅支援ステーション

・愛知県と「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結した民間事業者等の店舗で、水道水、トイレ及び各店舗で知り得た災害情報の提供の支援が受けられる。

例：コンビニエンスストア、ガソリンスタンド

郵便局、ファーストフード店 など

【補足】店舗入り口に掲示された右のステッカーが目印となる。

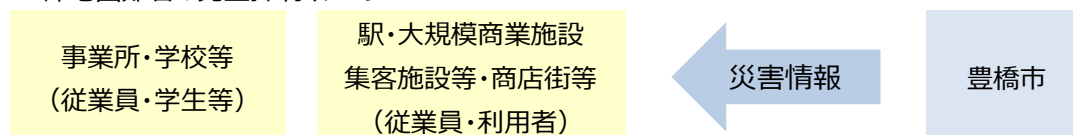


第2章 一斉帰宅の抑制

1 基本原則

大規模地震発生時には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、大規模集客施設や駅等における利用者の保護、家族等との安否確認手段の確保、災害情報の確認方法の普及等の取組を進めていく必要がある。

「帰宅困難者の発生抑制イメージ」



大規模地震の発生により公共交通機関が停止した場合、従業員や学生、利用者の安全確保を行った上で一斉帰宅を抑制し、施設内へ留める。

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことが大切な理由

- 1 自身の安全確保を最優先とすることが重要！
- 2 余震による落下物や火災等による二次被害を避ける！
- 3 人の集中による道路渋滞や混乱の発生を防止し、救命・救急活動の妨げとならないよう努める！

2 大規模な集客施設(※1)や駅等における利用者(※2)保護

※1 施設規模等は明示しないが、多くの利用者が訪れる施設は利用者の保護を行うことが望ましい。

※2 当該施設及び施設内のサービスを利用することを主たる目的として訪れた者を指す。

平常時

① 利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知

・消防、防災計画や地震防災規程などへ利用者保護の内容を盛り込むとともに、従業員等へ周知する。

② 利用者保護の内容

・発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内、誘導。
・施設の特性や状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生、外国人等の要配慮者が必要とする物資等の備え。

③ 平時からの施設の安全確保

・耐震診断、耐震改修や家具類・事務機器の転倒防止対策等の施設の安全確保。
・施設の安全点検のためのチェックシートの作成※3と訓練。

※3 チェックシートは「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（平成27年2月内閣府 防災担当）などを参考に作成する。

④ 利用者保護のための備蓄

・施設の特性や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

⑤ 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

・計画やマニュアルなどで定めた内容を訓練で実施、検証・改善を行い、計画等の実効性を向上させる。

発災時

① 施設の安全性の確認、利用者の施設内や安全な場所での保護

- ・火災の有無や建物の安全性を確認した後、安全な場所にて利用者を保護する。

② 利用者の一時滞在施設への誘導等

- ・当該施設が自ら一時滞在施設になる方が望ましい。
- ・当該施設が安全でない場合は、事業者が帰宅困難者等一時避難場所や帰宅困難者等支援施設へ利用者を誘導する。

③ 要配慮者への対応

- ・市や関係機関と連携し、要配慮者への対応に努める。

④ 利用者に対する情報提供

- ・災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者に提供する。

3 事業所等における施設内待機

平常時

① 企業等における施設内待機の計画策定と従業員等への周知

- ・一斉帰宅抑制のため、施設内で待機できる場所をあらかじめ選定し、消防、防災計画や地震防災規程などの計画へ盛り込むとともに、従業員等へ周知する。

② 企業等における施設内待機のための備蓄

- ・備蓄品の保管場所の分散や従業員等への配布方法を検討する。
- ・備蓄量の目安は3日分とするが、3日以上での備蓄についても検討する。
- ・外部の帰宅困難者のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄する。

③ 平時からの施設の安全確保

- ・オフィスの家具類の転倒等の防止や、ガラス飛散の防止対策等に努める。
- ・地震発生時の建物内の安全点検のためのチェックシートを作成する。

④ 従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保

- ・一斉帰宅抑制により施設内に従業員を留めることとなった場合を考慮し、事前に従業員等が家族との安否確認ができる手段を選定しておくよう努める。

⑤ 帰宅時間が集中しないような帰宅ルールを設定

- ・従業員等を帰宅させる場合も、帰宅時間を分散させ、一斉帰宅抑制に努める。

⑥ 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

- ・計画やマニュアルなどで決めた内容を訓練で実施、検証・改善を行い、計画等の実行性を向上させる。

発災時

① 従業員等の施設内待機

- ・従業員等が安全点検のチェックシートにより施設の安全を確認する。
- ・災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。
- ・来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

② 施設内に待機できない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でない場合、帰宅困難者等一時避難場所や、帰宅困難者等支援施設へ従業員等を案内又は誘導する。

混乱収拾時以降

① 帰宅開始の判断

- ・行政や関係機関からの情報等により、安全に帰宅できることを確認する。
- ・確認後、あらかじめ定めたルール等に基づいて従業員等を帰宅させる。

4 行政機関の取組

平常時

① 情報提供体制の確保

- ・ほっとメール、防災ラジオ、市ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）等により災害情報の提供が迅速に行えるよう定期的な手順の確認や機器の維持管理に努める。
- ・訓練などを通じ、前記の情報提供体制の周知を積極的に行う。

② 帰宅困難者等一時避難場所、帰宅困難者等支援施設等における支援体制の確保

- ・帰宅困難者等の受入れや支援が円滑に行えるよう、訓練や運営体制の見直し検討を行う。

発災時

① 帰宅困難者等支援施設の開設

- ・駅周辺の状況を確認し、帰宅困難者等支援施設の開設の要否を判断する。

② 一斉帰宅抑制の呼びかけと企業等に対する災害関連情報等の提供

- ・「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを呼びかけるとともに、安全に帰宅できるよう情報提供を行う。

混乱収拾時以降

① 帰宅支援情報の提供等による帰宅支援の実施

- ・公共交通機関の運行状況や通行可能な道路などの情報提供を行い帰宅の支援を行う。

第3章 大規模地震発生時の豊橋駅周辺における対応

1 各機関による取組概要と役割

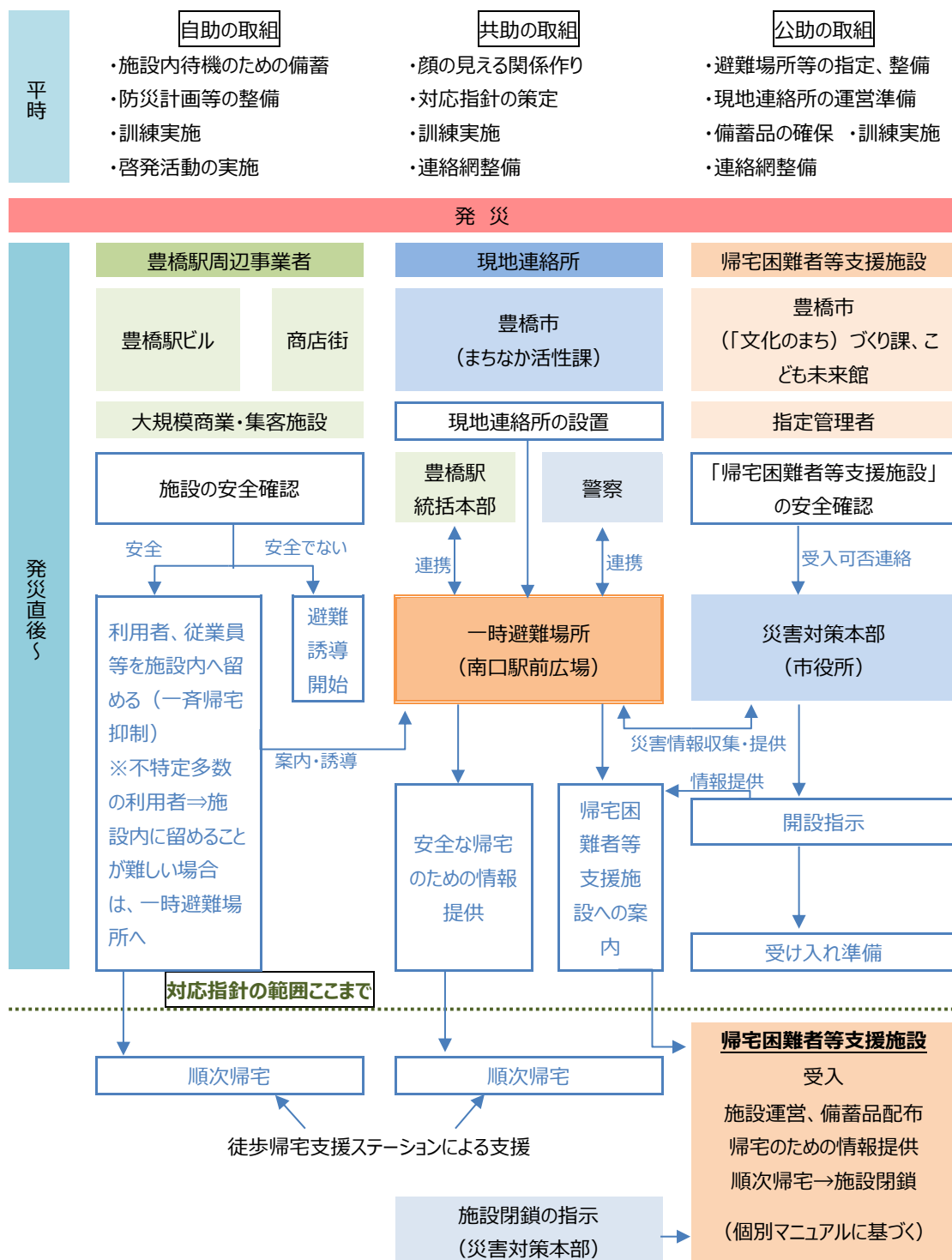
帰宅困難者等への対応で重要なことは、自助を基本としつつ関係機関相互が連携・協力し共助へつなげることとされている。民間、行政といった立場や、平時、発災時によっても対応や取組みが異なることより、まずは、相互の役割を認識することが必要である。

平時における取組み							
	取組内容	交通事業者	豊橋駅ビル	駅周辺事業者	帰宅困難者等支援施設	警察	市
1	施設内待機場所の確保	○	○	○	○		
2	帰宅困難者等支援施設の確保、整備						○
3	情報連絡体制の整備、顔の見える関係作り	○	○	○	○	○	○
4	従業員、利用者等への備蓄	○	○	○	○		○
5	訓練の実施、職員、従業員等への教育	○	○	○	○	○	○
6	消防・防災計画、地震防災規程、マニュアル等の整備	○	○	○	○	○	○

発災時の活動内容							
	取組内容	交通事業者	豊橋駅ビル	駅周辺事業者	帰宅困難者等支援施設	警察	市
	現地連絡所の設置						○
	従業員、利用者等の安全確保及び施設内待機	○	○	○	○		
	（施設内待機ができない場合）帰宅困難者等一時避難場所等への誘導	○	○	○	○	○	
	帰宅困難者等支援施設の開設				○		○
	駅周辺滞留者等への情報提供	○	○	○		○	○
	帰宅困難者等支援施設への案内	○	○	○		○	○
	帰宅困難者等支援施設の運営				○		○

2 大規模な集客施設(※1)や駅等における利用者(※2)保護

発災直後には、公助による速やかな支援が難しいことなどから、駅周辺事業者の自助・共助により、混乱を防止することが重要となる。そのため、発災直後の混乱防止、共助による支援の円滑な実施のためにも、平時からの備えと、豊橋駅周辺の関係者間で日頃から「顔の見える関係作り」に取り組むことが重要である。



3 帰宅困難者等一時避難場所と現地連絡所

大規模地震の発生により豊橋駅周辺に多くの滞留者が生じた場合、駅周辺の状況や鉄道の運行状況を考慮して帰宅困難者等支援施設（以下、「支援施設」という。）が開設される。開設されるまでの帰宅困難者等の一時的な滞留場所及び地震の影響により建物内へ留まることが危険な場合の避難場所として、豊橋駅南口駅前広場が一時避難場所に指定されており、市によって現地連絡所が開設され災害情報の提供が行われる。

ただし、状況によっては現地連絡所が設置されるまでに時間を要することもあるため、各事業者・機関が連携して滞留者への情報提供を行い混乱抑制に努める。

発災後の活動内容

- 交通事業者
- 豊橋駅ビル
- 駅周辺事業者

- 自社建物の安全性を確認
- 『安全である』→利用者等を施設内待機
- 『安全でない』→一時避難場所へ避難誘導
- 一時避難場所への避難誘導は各事業者が実施
- 現地連絡所が設置されるまでの間は、各事業者が協力し滞留者への対応を行う

- 市
- 警察

- 《市》
 - 市職員の派遣→現地連絡所設置
 - 駅周辺の状況、鉄道の運行状況等より支援施設の開設を判断
- 《警察》
 - 駅周辺の負傷者等確認、救護
 - 二次災害への巻き込まれ防止

平時における取組み

駅周辺事業者等は、発災時に利用者を円滑に施設内待機場所へ避難誘導できるよう準備をしておくことが必要。

例 ・拡声器 ・誘導棒 ・誘導役の配置場所
・誘導経路の選定 等

また、市災害対策本部から発信される災害情報の確認ができるよう準備することも大切である。

例）防災ラジオ、ほっとメール、防災アプリ、SNS
（X（旧ツイッター）、Facebook）等



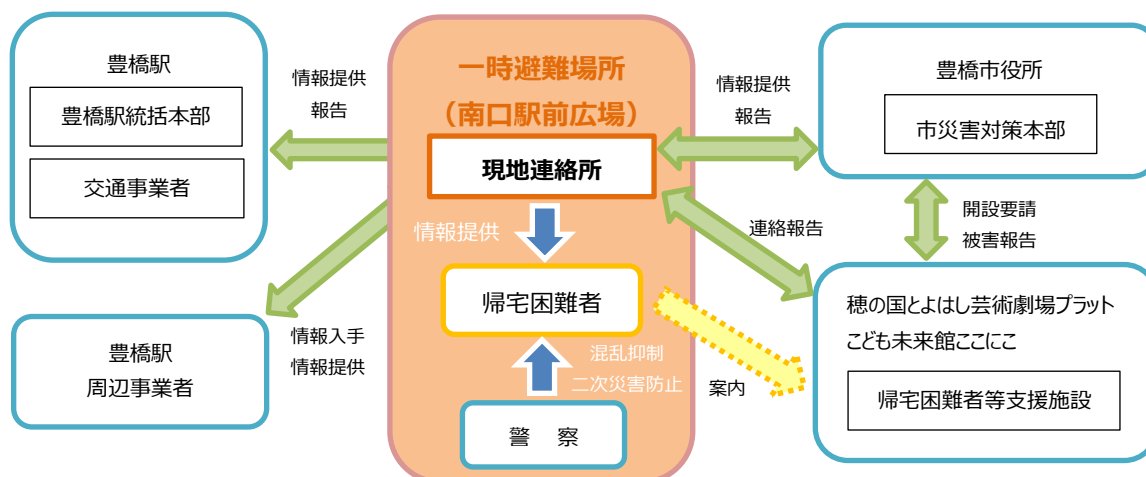
4 現地連絡所と各機関の連携

発災後、南口駅前広場へ駆け付けた市職員により現地連絡所が設置される。現地連絡所は、駅周辺の情報収集を行い市災害対策本部（以下、「市災対本部」という。）と共有するとともに、駅周辺の帰宅困難者等や関係機関に対し災害情報の提供を行う。なお、駅周辺の状況、支援施設の被災状況を基に市災対本部が支援施設の開設を判断し、以後の支援施設との連絡については現地連絡所が行う。

大規模地震の発生により豊橋駅周辺に多くの滞留者が生じた場合、駅周辺の状況や鉄道の運行状況を考慮して帰宅困難者等支援施設（以下、「支援施設」という。）が開設される。開設されるまでの帰宅困難者等の一時的な滞留場所及び地震の影響により建物内へ留まることが危険な場合の避難場所として、豊橋駅南口駅前広場が一時避難場所に指定されており、市によって現地連絡所が開設され災害情報の提供が行われる。

ただし、状況によっては現地連絡所が設置されるまでに時間を要することもあるため、各事業者・機関が連携して滞留者への情報提供を行い混乱抑制に努める。

「想定する体制と役割分担」



「各機関における対応」

機関名	発災時	平時
市災害対策本部	- 支援施設の開設判断 - 災害情報の集約、提供	- 災害対応力の強化 - 情報連絡体制の整備
現地連絡所	- 帰宅困難者等への対応 - 市災害対策本部との連絡、調整	- 現地連絡所の運営準備 - 情報連絡体制の整備
豊橋駅ビル（豊橋駅統括本部）	- 豊橋駅統括本部の設置 - 利用者、従業員等の施設内待機	- 豊橋駅連絡協議会の連携強化 - 従業員への教育
交通事業者	- 運行状況に関する情報提供 - 利用者の保護	- 災害対応マニュアルの見直し - 従業員への教育
豊橋駅周辺事業者	- 利用者、従業員等の施設内待機 - 一時避難場所、支援施設への案内	- 地震防災規程、マニュアルの整備 - 従業員への教育
警察	- 人命救助、負傷者救護 - 二次災害への巻き込まれ防止	- 初動対応マニュアルの周知徹底 - 危険箇所の確認
帰宅困難者等支援施設	- 支援施設の開設、運営 - 備蓄品の提供	- 支援施設運営マニュアルの整備 - 指定管理者との連携強化

発災時の対応がスムーズに行えるよう、平時からその準備に取り組んでおくこと！

5 帰宅困難者等支援施設への案内及び受入れ

支援施設より現地連絡所へ受入れ準備が整った旨の連絡が入った後、帰宅困難者等への案内を開始する。なお、大勢の人々を案内するには多くの人手が必要となることから、帰宅困難者等対策連絡会（以下、「連絡会」という。）が中心となり、駅周辺事業者と協力して支援施設への案内を行うことが望ましい。その際、余震による落下物、火災等の二次災害へ巻き込まれないよう注意を促す。

また、支援施設での受入れ時には順番を待つ人たちが混雑することが予想される。連絡会及び駅周辺事業者は、施設への案内に引き続き、支援施設職員による受入れ作業に協力し、適時アナウンスを入れるなどして混乱防止に努める。その際、手指消毒や咳エチケット等、基本的な感染対策を徹底するよう周知を行う。

《帰宅困難者等の案内フロー図》



一時避難場所
(南口駅前広場)

連絡会
+
周辺事業者

帰宅困難者等を案内する ポイント

- 共助による案内
連絡会や駅周辺事業者が協力して支援施設への案内を行う。
- 二次災害防止
移動の際、二次災害へ巻き込まれないよう注意喚起を行う。

穂の国とよはし
芸術劇場プラット

こども未来館ここにこ

帰宅困難者等 支援施設

支援施設での受入れ ポイント

- 共助による混乱防止、感染症対策
受入れ時には名簿の記入や備蓄品の配布などに多くの人手が必要となる。連絡会及び駅周辺事業者は、施設への案内に引き続き、率先して受入れ作業に協力する。また、帰宅困難者等から協力を得ることも有効である。

要配慮者への対応について

帰宅困難者等の中には高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人など、特に配慮を必要とする方がいることも想定される。このような方々へは率先して支援を行うよう心掛けることが重要である。

第4章 事前の備え

1 自助・共助・公助の基本原則

南海トラフ地震のような大規模地震発生時には、各事業者における従業員、利用者等の施設内待機により一斉帰宅を抑制するほか、豊橋駅周辺での混乱による二次災害へ巻き込まれることを防ぐため、各事業者が「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の重要性を認識し自助の取り組みを進めること、また、周辺地域の安全確保を目的とする共助の取り組みを推進すること等、社会全体で帰宅困難者対策に取り組む必要があるとされている。そのためには、各事業所、機関が自助・共助・公助による取り組みを理解し事前の備えを行うことが大切である。

＜取り組みの視点＞

自助の視点	住民や事業者等が、災害時に「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を理解し、平時より、安否確認手段について取り決めておくことや、帰宅経路の確認、非常食や歩きやすい靴など徒歩帰宅の際に必要な物資を平素から準備しておくことが重要である。
共助の視点	帰宅困難者等であっても、活動に支障のない者は待機している間、要配慮者の介助、地域の防災活動を支援するなどの行動が期待される。また、事業者においては、安全が確認されるまでの間における従業員の事業所内待機の徹底に加え、身を寄せる先のない帰宅困難者等の受入れ協力を行うことが求められる。
公助の視点	平時から、県及び市は、住民や事業者等に対する普及啓発や必要な支援策を講じるなど、自助・共助の取り組みを支援する。また、災害時の情報提供、要配慮者の視点にも配慮した帰宅支援などの必要な体制整備を行っていく。

『愛知県帰宅困難者対策実施要領』抜粋

2 災害情報収集・発信体制

災害時において正確な災害情報を得ることはとても重要である。豊橋市では、ホームページやメール、防災ラジオ、防災アプリ、SNS 等を用いて災害情報の発信が行われる。また、インターネット回線は災害時における有効な情報伝達手段と言われており、一時避難場所の南口駅前広場等には公衆無線 LAN を設置しているほか、帰宅困難者等支援施設へは安否確認手段として災害時特設公衆電話が設置されている。災害時にはこれらが円滑に活用できるよう、市は平時から訓練などを通じて普及啓発を行っていく。

【 災害情報発信ツール 】

名称	概要
豊橋市役所ホームページ	豊橋市役所ホームページのトップページより災害情報の確認が行える。
豊橋ほっとメール	右の QR コードから空メールを送り登録すれば、無料で（携帯電話の場合パケット料金は発生）緊急メール（防災・避難情報）が配信される。 ※QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です 
防災アプリ 「Hazardon（ハザードン）」	「Hazardon（ハザードン）」は、従来豊橋ほっとメールで配信していた内容や気象情報をプッシュ通知で受け取れるほか、各種ハザードマップの確認、避難所の開設状況がリアルタイムで確認できる。 ※QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です  iPhone/iPad Android
防災ラジオ（84.3MHZ）	エフエム豊橋の電波を使用して、スイッチが切れていた場合でも自動起動し、緊急情報を 24 時間、いつでも最大音量で受信できるラジオ。市内の電気商業組合加盟店で購入が可能。
豊橋防災・安全・安心 フェイスブック、X（旧ツイッター）	「豊橋防災・安全・安心フェイスブック、X（旧ツイッター）」を利用し災害情報を知らせるもの。事前にフォローしておくくと便利である。

【 豊橋駅周辺『公衆無線 LAN』設置場所 】

設置区分	避難所等区分	施設名称
その他避難施設（屋内施設）	帰宅困難者等支援施設	こども未来館ここここ
	観光施設	情報プラザ（豊橋駅）
観光・防災 Wi-Fi ステーション	帰宅困難者等一時避難場所	豊橋駅南口駅前広場

【 『災害時特設公衆電話』設置場所 】

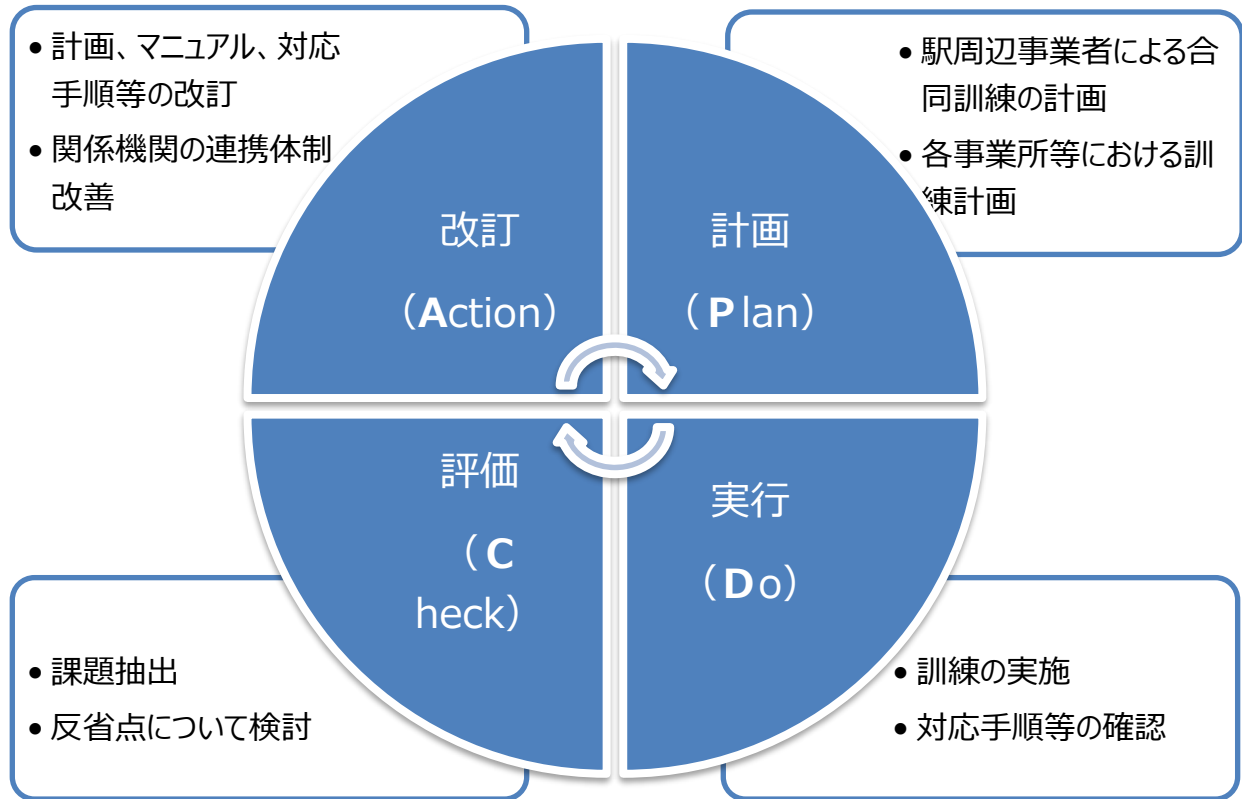
避難所区分	施設名称	回線数
帰宅困難者等支援施設	こども未来館ここここ	各 8 回線
	穂の国とよはし芸術劇場プラット	

3 帰宅困難者等への対応訓練

災害発生時において、関係者が実際に行動できるようにするためには、平時からの訓練の積み重ねが重要である。訓練において対応手順の確認を行うとともに、関係機関相互の連携強化を図るよう努める。また、訓練などの機会を捉え、駅周辺事業者へ帰宅困難者対策の普及啓発を行うなど、地域全体での帰宅困難者対策を推進する。なお、訓練後は反省結果をもとに、各種マニュアルや本対応指針の見直しを適宜行っていく。

「訓練の目的」

- ・各種計画、マニュアルにおける対応手順の確認、見直し
- ・関係機関の協力体制の確立
- ・豊橋駅周辺事業者への普及啓発



～訓練の計画におけるポイント～

- 実効性を重視した訓練内容の立案。
- 訓練における重点項目について共通認識を持つ。
- 豊橋駅周辺事業者の参加可能型とする。